

議案第195号

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する狂犬病予防法の特例の適用により簡素化される犬の登録事務に係る手数料を無料とする必要があるによる。

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市衛生関係手数料条例（平成12年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表43の項中「基づく犬の登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定によりあったものとみなされる狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請に対するものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。